

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当法人では、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするために、次のとおり行動計画を策定しました。

記

1. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

1.雇用環境の整備に関する事項として、子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の運営の継続（愛寿会グループ）

対 策

- ・令和2年4月～ 託児室内の充実や保育士の人員確保など、交代勤務者である介護職員が安心して子供を預けられるよう24時間体制で。保育できるよう取り組む。

2.産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や、医療法人愛寿会が運営する託児施設に関する情報提供を行う。

対 策

- ・令和2年9月～ 毎年、コンプライアンス研修内にて資料の配布を行う。

3.年次有給休暇の取得状況について、実態を把握・検証し、計画的な取得を推進する。

対 策

- ・令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・令和3年1月～ 法人内広報誌などで周知を進める。（愛寿会グループ）
- ・令和3年4月～ 未計画的取得者への情報提供を行う。

3. その他

現在整備している主な制度は次のとおりです

制 度	内 容
介護休業	要介護状態にある家族を介護する場合、取得可能（通算 93 日）
育児休業	育児のため休業を希望する場合、取得可能（条件により、最大子が 1 歳 6 ヶ月に達するまで）
短時間勤務	1 日 5 時間を下回らない時間の範囲において変更可能
子の看護休暇	負傷し又は疾病にかかった当該子の世話をする場合、1 年間につき 5 日を限度として取得可能
託児所運営	子どもを育てる職員が利用できる事業所内保育施設の運営（愛寿会グループ）

以上